

○財務省、厚生労働省、  
 農林水産省、環境省、  
 経済産業省、告示第六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年大藏省、厚生労働省、農林水産省、通商産業省、告示第八号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
特定分別基準適合物	再商品化義務総量 (単位 万キログラム)	特定分別基準適合物	再商品化義務総量 (単位 万キログラム)
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大藏省、農林水産省、厚生労働省、通商産業省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	九、四〇五	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大藏省、農林水産省、厚生労働省、通商産業省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	一四、九七六
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	八、八八八	規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	一四、〇八〇

財務大臣 鈴木 俊一  
 厚生労働大臣 武見 敬三  
 農林水産大臣 坂本 哲志  
 経済産業大臣 齋藤 健  
 環境大臣 伊藤信太郎

規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	一三、一五六
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一、七八二
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	二三、〇〇〇
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	七一、〇八二

  

規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	一八、二一六
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一、八八一
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	三三、四〇〇
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	七四、五四七